

徳島県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬市木屋平字八幡四〇〇の一、四〇〇の三、四〇七
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）